

オーバーウエイト（体重超過）に関する規定

一般財団法人日本ボクシングコミッションルール第96条（オーバーウエイト）3項に基づき、体重超過で計量失格となったボクサー（外国人ボクサーを含む）に関する試合出場の可否、ペナルティー及び処分についての規定は以下のとおりとする。

一、試合出場の可否

1. 公式計量において、体重超過が契約体重の3%以上の場合

JBCルール第96条2項に基づく2時間の猶予は与えない。よって計量失格となり試合出場は不可。（試合は中止）

2. 公式計量において、体重超過が契約体重の3%未満の場合

JBCルール第96条2項に基づき2時間の猶予が与えられる。

2時間の猶予後も体重超過の場合

- ① 計量失格とし、試合出場は不可。（試合は中止）
- ② 試合を中止しない場合は、試合当日に再計量を義務付ける。再計量時の体重が契約体重を8%以上超過した場合、試合出場は不可。（試合は中止）

二、ペナルティー及び処分

1. 上記一、1. 及び2. ①に基づき試合を中止する場合

- ・ファイトマネー相当額を制裁金として2週間以内にJBCへ納めなければならない。
※ただし個別契約により、試合をキャンセルした際の対戦相手・プロモーターへの損害補償が事前に決められている場合は、それを以って制裁金の代わりとすることができる。
- ・1年間のライセンス停止処分とする。
- ・次戦以降は1階級以上の階級への転向を義務付ける。
- ・体重超過したボクサーのマネージャーを戒告処分とする。

2. 上記一、2. ②に基づき試合を中止しない場合

- ・ファイトマネー相当額の20%を制裁金として2週間以内にJBCへ納めなければならない。
※ただし個別契約により、オーバーウエイトした際の対戦相手への損害補償が事前に決められている場合は、それを以って制裁金の代わりとすることができる。
- ・6か月のライセンス停止処分とする。
- ・体重超過したボクサーのマネージャーを厳重注意処分とする。

以上

平成30年9月14日

一般財団法人日本ボクシングコミッション

旧ルール	改定後ルール
<p>第96条(オーバーウエイト)</p> <p>2 双方または一方のボクサーが前項に定めるウエイトを超過し(オーバーウエイト)もしくはこれに著しく不足した場合(ウエイト不足)、当該ボクサーに対して第94条3項に定める計量の後、2時間の猶予が与えられる。当該ボクサーは、この間にウエイトを調整し、何回でも計量することができる。</p> <p>3 前項の規定により猶予を与えられたボクサーが前項の時間内に計量に合格することができなかった場合、当該ボクサーは計量失格となる。</p>	<p>第96条(オーバーウエイト・ウエイト不足)</p> <p>2 第94条3項に定める計量(公式計量)において、ボクサーの体重が契約体重の3%以上超過した場合、当該ボクサーは計量失格となり試合に出場することはできない(試合中止)ものとする。</p> <p>3 公式計量において、双方または一方のボクサーの体重が契約体重の3%未満超過し、もしくは著しく不足した場合(ウエイト不足)、当該ボクサーに対して公式計量後2時間の猶予を与え、この間に何回でも計量することができる。</p> <p>4 前項の規定により猶予を与えられたボクサーが前項の時間内に計量に合格することができなかった場合、当該ボクサーは計量失格となる。</p> <p>ただし、計量失格となったボクサーの試合出場の可否、ペナルティー及び処分に関する内容は、別途定める「オーバーウエイトに関する規定」に基づき決定される。</p>